

わが国の会社制度の展開過程 終章

—会社制度思想史

吉田準三

一、はしがき

戦前五回、戦後五回、合せて一〇回にわたり、わが国の会社制度の展開過程を考察する論文を、この流通経済大学論集に掲載して来た。それにより、明治以来百三十年間のわが国の会社制度の展開過程を概観してきた。

今回は、その最終回として、そのような会社制度の展開過程の底を流れる会社制度に対する社会の見方・考え方の変遷をたどり、現在のわが国の会社制度の状況をどう見るべきかを明らかにする。

二、明治初期の会社制度に対する見方

歐米では、会社制度は産業の発展に応じ、自然発生的に発達し、会社法は現実を追認するか、その行き過ぎを規制する形で形成された。

しかし、わが国の場合には、明治新政府が殖産興業とくに外国貿易の振興をはかるため、官が主導して民間の富豪たちに貿易商社をつくらせた。それでも、合資結社の何たるかを理解していない富豪たちは、容易に貿易商社に加入しようとなかった。そのため、明治二年、当時通商司の官吏たりし杉浦武三郎は富豪を東京府役所へ呼び出して、再三再四参加方を説諭したけれど、その効果がほとんど見えたため、遂には最後の手段として、彼等を脅迫するに至った。⁽¹⁾

菅野和太郎博士は、続けて、次のように評しておられる。⁽²⁾

「之によりても、貿易商社を設立するに如何に困難したかが、凡そ想像されよう。兎に角商社設立の必要を強く確信せしものは、政府の役人のみで、其の設立に実際に参加すべき一般富豪は毫も其の必要を認めなかつたのであるから、生優しい口先き許りの勧誘では、到底彼等富豪は、商社の設立に参加しそうもなかつたのである。茲に於て最後の手段として、以上の如き脅迫をなさざるを得なかつたのであって、今日より見れば、民権を全然無視したる、實に笑止に堪へざることだと言ふべきであるが、当時に於ては蓋し当然るべき経過であつたのであらう。」

いずれにしても、明治初期においては、官が先導して無理にでも大きな貿易商社を設立させなければ、大会社はできず、外国の大商社と対等に貿易交渉を行うことができない状況にあったのである。それは、それまでの大商人が一族一家として事業を営むことに慣れていたものの、他人との共同事業に慣れていた結果である。

そのような経緯を経て、明治二年、全国的主要都市に為替会社と通商会社が設立された。為替会社は各種の金融業務を行うとともに、金券を発行するなど、券銀行に類した業務を行い、通商會社は各地の物産の売買・流通業務と貿易業務を行つた。

しかし、その両会社は、いずれも、明治五年頃には多額の損失を生じ、やがて解散・整理をせざるを得なくなつた。その直接の原因は業務からの利益があがらず、また、貸付金はなかなか返済されず、貸倒れとなることが多かつたことにある。なぜ、そうなつたのか。その理由として、菅野博士は、官の干渉がはなはだしかつたことと経営者に適材がないなか

つたことの二つをあげておられる。⁽³⁾

当時の商人たちは、会社・結社の何たるかを知らないまま、会社に強制的に参加させられ、参加後も官の命ずるままに活動したに過ぎない。

また、会社の業務執行に当たつた人びとも官吏になつたつもりで、利益を追求することに熱意をもたなかつた。そのため、業務は放漫に行われ、大きな損失が生じても、あまり気に掛けなかつたのである。

かくて、明治五年、国立銀行条例が制定されるとともに、為替会社の存在理由は失われ、解散・整理へと向つた。その結果、一挙に不良債権が表面化し、その損失をどう処理するかが問題となつた。そこで、もつとも重要なことは、出資者の責任が有限か無限かということである。その点について、菅野博士は、明治六年三月の大阪為替会社改正規則の第二条に、「今此会社を結局するに至りて其本資を没入する尚不足を生ぜば其不足支けの金高を払出さしむることこれ至当のことなれども……」とあることを引用され、社中（出資者）の責任が無限であつたことが分るが、事実上に於ては結局社中の責任は有限で停まつた、としておられる。

⁽⁴⁾
明治六年三月、大蔵省事務総裁大隈重信は、為替会社・通商會社の解散に際し、「正院^ニ上陳書」を提出し、それまでの貸付金返納容免及び新規御下金相成のよう願出、許された。⁽⁵⁾その上陳書に次の記述がある。

「參府貳港両会社之儀、莫大之損失を生し、廢替之勢ニ至リ候者、……各分散法ヲ以テ処置可致ハ條理ニ於テ当然之事ニ得候共、畢竟官府ノ誘導ニ起因シ、……立会当初之事情等厚御斟量特別之典ヲ以、左之割合之通上納金御容捨或ハ御下金相成、又株主共ニモ其力可堪程之損失ニテ、各令解社……」

つまり、莫大な損失を生じた為替会社と通商會社については、分散法（破産法）を適用するのが当然であるが、立会（会社設立）当初の事情や

その後の官府の誘導にその損失の原因があることを考慮して、官からの借入金の返済免除と新規に官金を下附して、株主たちに負担できる程度の損失負担で、両会社を解散させることにしたい、というのである。

条理に於て破産させるのが当然、という考え方には、株主の無限責任を

意味する。しかし、實際には、その損失を株主たちに弁済させると、無理に結社に参加させた官に対し、商人たちの不満が高まるることを恐れ、政治的な配慮から、官金で損失の大部を埋めて解散させることにした。つまり、政治的結着をつけたのである。

明治初期には、株主の有限責任という考えは確立されておらず、商売で損をしたら、身代限り（全財産を投げ出して）、その損失を弁済するのが当然であるという、江戸時代以来の商慣習が生きていた。

それでも、それまで的一族一家の協力による合名会社類似の共同事業から、見知らぬ他人との共同出資による会社形態が生れ、その出資持分に対し差加金手形（株券）が交付され、その差加金手形は譲渡自由とされた。つまり、株式証券制度が確立され、また、出資者が多数のため、主な出資者である大商人またはその代理人が經營に当たることになった。それは、一種の重役制度である。そのような株式証券と重役制度を具備していたので、「しかし乍ら有限責任制度は株式会社の重要な特色でないため、両会社（為替会社と通商會社）は株式会社としての重要な性質を多分に具有して居たといふことが出来る」……「當時株式会社なるものを正當に理解したる者は殆んどなく、ために泰西の株式会社を完全に移植し得ずして、両会社を不完全なる株式会社に仕上げてしまつたのである」と、菅野博士は論じておられる。⁽⁶⁾

三、株主の有限責任制度の発展過程

明治新政府は、官主導で為替会社と通商會社をつくらせ、それを官が民を指導・監督して經營せたが、結果として、大損失を生み、官金での穴埋めをせざるを得なくなつた。

その一方で、人民に会社設立を奨励するため、明治三年、時の大蔵省用掛・福地源一郎に英米の経済書中の会社編を抄訳・編集した「会社弁」を書かせ、明治四年、時の大蔵少丞・渋沢栄一に「立会略則」を書かせ、それらを合本にして大蔵省の官版として発行し、地方官に配布し、人民に会社というものを理解させるとともに、結社（会社設立）を奨励させ

た。

しかし、「会社弁」では、会社は株式を発行して資本を集め事業を行うものであり、株式は自由に譲渡できるものであることが説明してあるだけであり、「立会略則」では、それに加えて、会社設立に際しては地方官経由で官の准允（許可）を必要とすることが書かれているだけで、両者とも、株主が有限責任か無限責任かについては何も説明されていなかった。

そのように進歩的官僚であつた渋沢や福地も、株式会社のもつとも重要な株主の有限責任制度について十分に理解せず、そのことをその著書に明記しなかつたことが、その後、紛争を生むことになった。

それでも、それらの二著や地方官の勧誘により、全国的に多数の会社設立の許可申請が出され、その多くが許可された。やがて、明治七年四月以降、中央官庁の許可は金融・運輸等の主要業種の会社についてのみ必要とされ、地方官の採量で許可する、あるいは、届出だけでよいとするなどに改められた。その間に、多数の会社が設立されたが、その多くは弱小零細で、事業の基盤も薄弱であったので、その多くがたちまち行き詰まり、解散あるいは消滅していった。そのことが、世間に会社不信の念を広めてしまった。

一般的の会社については、以上のとく、ほとんど自由設立に近い形で会社設立が認められたが、それは、「追テ一般ノ会社条例制定相成候迄人民相対ニ任セ候儀ト可相心得候事」とされたのである。

それでも、明治政府は、銀行制度の整備に努力し、明治五年十一月、国立銀行条例が布告され、それにもとづき、明治六年七月、第一国立銀行が開業免許を受け、たちに開業した。国立銀行条例は、アメリカのナショナル・バンクの制度を取り入れたもので、同条例には、株主の有限责任が明確に規定されていた。その結果、法的根拠をもつた真正の株式会社の第一号は、その第一国立銀行である。

しかし、当初、国立銀行条例は正貨をもつて兌換準備となすべきものとされていたため、国立銀行の設立は四行にとどまつた。そこで、明治九年八月、同条例を改正して、通貨をもつて兌換準備としてよいとした

ので、その後、急速に国立銀行が設立されるようになり、明治十二年十二月、京都第百五十三国立銀行をもつて、政府予定の国立銀行総資本金四千万円に達したので、国立銀行の設立を打切つた。

明治十五年六月、日本銀行条例布告。それにもとづき、同年十月、日本銀行が設立され、開業された。日本銀行条例は、日本銀行の株主の有限责任を明記していたので、日本銀行は真正の株式会社である。ただし、日本銀行の株券はすべて記名式とし、日本人以外に売買譲与を認めず、また、大蔵省の許可なく株主となれなかつた。そのように、株式の売買に制限がついていたが、それは、中央銀行の特殊性であった。

明治二十年七月、横浜正金銀行条例布告。ただし、明治十三年二月に横浜正金銀行は設立開業していた。設立時には、大蔵卿の開業免許に、「國立銀行条例ノ手続ニ準拠シタルコト分明ナルニ付」云々なる文言があるが、その段階では、まだ、真正の株式会社とはみなし得ない。それが横浜正金銀行条例の布告に至つて、株主の有限责任が法的に認められたので、それ以後、横浜正金銀行は真正の株式会社となつたとみなされる。

そのように、国立銀行・日本銀行・横浜正金銀行などが、個別の特別法によって、株主の有限责任が認められ、それぞれ、真正の株式会社になつていつた。

国立銀行は銀行券発行銀行であるが、その業務はきびしく規制されており、とくに、第一国立銀行は三井組・小野組により設立されたものの、大蔵省より渋沢栄一が天下つて総監となり、業務を統轄したので、三井組の思うようにならなかつたので、三井組は別に私立三井銀行の設立を意図した。その「創立の大意」には、三井銀行の会社形態として、ソシエテ・ア・ノ・ニム（無名会社、今日の株式会社）が最適であるとし、明治八年七月、東京府に対し、三井銀行創立允許の願書を提出した。その創立証書原案には、「該銀行ノ鎖店ニ当リテハ……更ニ株金高十分ノ一ヲ助出金スベキ旨約定」つまり、株金のほかに一〇%の割増損失負担をする保証有限責任とする旨が記されていたが、大蔵省は、その条項を、「該銀行ノ鎖店ニ当リテハ……其所持株数ニ応シ出金シテ其負債ヲ償却スペク若シ能ハザルモノハ一般身代限りノ御处分ニ任スヘシ」というよ

うに改めさせた上で、三井銀行の設立を許可した。

明治八年には、大蔵省翻訳局（箕作麟祥）の手で、「佛蘭西法律書」の翻訳が刊行されており、その中の商法に、ソシエテ・ア・ノ・ニム（無名会社）の規定が含まれており、無名会社は株主が有限責任の会社であった。三井組では、その規定を読み、それを早速、三井銀行の会社形態として取り入れようとしたものとみられる。しかし、大蔵省としては、そのような株主の有限責任を認めては、銀行が破産したときに、債権者の救済に窮することを考慮し、あくまで三井一族に無限責任を負わせることにしたのである。その後、銀行の認可に際しては、有限責任の会社は認可しない方針が長期間続いた。

金融・運輸その他重要な業種を除いて、一般の業種の会社については、一々官の准允を求めるよりもよいという明治七年の大蔵省の通達により、ほとんど自由に会社の設立を認めることになり、その代り、「人民相対営業ニ任ス」とこととした。その結果、かなりの数の会社が濫立された。

それに加えて、明治八年の「佛蘭西法律書」の翻訳・出版によって、フランスに全株主有限責任のソシエテ・ア・ノ・ニム（無名会社・今日の株式会社）の制度があることが知られたので、中には、自称「有限責任」の会社が現われ、産業界に混乱を生じた。人民相対営業の建て前のもとでは、取引相手がその有限責任会社であることを承知の上で取引した場合には、有限責任が有効であり、知らなければ無効である。そして、司法省は、一般会社条例が制定されるまでは、官が有限責任会社を公認することも、否認することもできないという態度をとり、裁判に当たつては、前後の事情を判別した上で、債権者・債務者の権利・義務について判決を下すように指令した。(?)

そのような自称「有限責任」会社をいかなる性格の会社とみなすかは、難しい問題である。有限責任に法律的根拠がないという点で、それを真正の株式会社とみなすことはできない。しかし、場合によって、有限責任が認められたという点で、株式会社に近い。そのようなあいまいな会社形態であったというほかない。

歴史上の事物を、現在の尺度で測定して、現在の何に相当するかを論

することは、時に、無意味である。歴史上の事物は、歴史的進化・展開の過程で出現するのであって、過渡的状態にあるのが通例である。自称「有限責任」会社もまた、明治初期の過渡的会社形態であつたとしておく。

明治十四年（一八八一年）十月、松方正義が参議兼大蔵卿に就任した。松方は、明治十五年に日本銀行条例を制定し、紙幣整理を行い、緊縮財政を行つた。そのため、日本経済は不況に陥り、物価が低落し、会社の破綻が続出した。その混乱は、会社法制が確立していないために、一層増幅された。

明治十四年四月、農商務省が設置され、農商務大書記官に前田正名が任命された。前田は、明治十八年末に同職を辞任するまでの間、その間の日本の経済危機の原因を調査し、将来の産業奨励の目安をまとめ、「興業意見」を提出した。その中で、「今ニシテ放任スルトキハ、恐ラクハ人民ヲ害スル僅小ナラス、他日救フ能ハサルノ極ニ至ラシムルモ亦測ルヘカラス。是レ畢竟会社条例ノ設ケナキニ因ルモノナリ」とし、その一方で、農商務省は明治十八年一月、太政官に「会社設立処分方布達之儀」を上申し、それに六十九条にわたる「会社取扱内則」を添付し、会社条例の制定を促した。しかし、太政官は「法典調査中」という理由で、それを裁可しなかつた。

その後、明治二十年から同二十二年までは好況で企業熱が高まり、諸会社が多数設立された。しかし、明治二十三年にその反動で恐慌が発生し、混乱した。そして、早急に会社条例の制定を望む声が高まつた。明治二十三年、帝國憲法制定、帝國議会発足。同年十一月、第一回帝國議會に商法施行期限法律案が永井議員から提出され、可決された。同法は商法の施行を明治二十六年まで延期するものであつた。さらに、明治二十五年五月、商法の施行を明治二十九年末まで延期する法律案が提出され、同年十一月、同法案が可決・施行された。ただし、同法には、修正が終つたものは、期限前でも施行できるという但書がついていた。

三、明治後半期の会社制度に対する見方

かくて、明治二十六年七月一日より、会社法・手形法・被産法の部分

が施行された。それらを旧商法という。その旧商法では、株式会社・合資会社・合名会社という三種の会社形態が認められた。旧商法では、株式会社の設立に際しては、官許を必要とすること、また、合資会社では、社名に氏の名をつけた場合には、その氏のつく社員は無限責任を負い、業務担当社員が無限責任を負うことを会社契約で定めることができるとした。したがって、社名に氏の名がつかず、会社契約で特に定めなかつた場合には、合資会社でも、全社員が有限責任であり得た。実際に、明治二十六年十二月設立の三菱合資会社は、岩崎彌之助・同久彌の両名を社員とし、会社契約に特に定めなかつたので、両名とも有限責任社員であつた。その後の商法改正でも、既設の会社は従前の例によることとされたので、昭和十二年十月、三菱合資会社が株式会社三菱社に改組されるまで、三菱社は全社員有限責任の合資会社形態をとつていた。

旧商法施行後、三井は、事業部門を、銀行・物産・鉱山・呉服店の四つの合名会社にした。一部に有限合資社にする案もあつたが、渋沢栄一に、「商法は三井を念頭に合名会社を、三菱を念頭に合資会社の規定を設けたのであるから、三井は合名会社にしたほうがよい」と説得され、そのようにしたといわれている。⁽⁸⁾

旧商法では、株式会社の設立に官許が必要であつたので、多くの会社が自由設立の合名会社・合資会社形態をとつた。明治二十六年から明治三十一年までの設立数は、合名会社一、一六四社、合資会社六、〇二五社、株式会社四、五五七社となつており、合資会社が多い。もつとも、その間に解散した数も合資会社が多く、結局、明治三十一年に残存し活動している会社数は、合名会社九〇三社、合資会社四、五四六社、株式会社四、一三〇社であつた。⁽⁹⁾ それは、株式会社は官許が必要なため、安易に設立できなかつたのと、鉄道等の公益事業の会社が多かつたためとみられる。そして、一般には、社名に社員の氏の名がついている合資会社では、その氏の名のついた社員が無限責任を負っていることが明らかであつたので、信用されたためでもあつた。

明治前半期、つまり明治二十六年の旧商法の一部施行までは、会社条例の定めがなく、会社制度は人民相対営業に任されていたため、景気の

好況のときに、会社が多く設立され、不況になるとその多くが破綻し、出資者や債権者が損害を蒙ることが続いた。そのため、人びとの間に会社不信の念が広まつた。それが、明治二十六年の会社法・破産法の施行により、会社の社員の無限責任・有限責任が明確にされ、無限責任社員は退社後二ヵ月間は、在任中の債務につき無限責任を負い続けると定められたので、簡単に債務忌避をすることができなくなつた。それが合名会社・合資会社の信用を高め、それらの会社形態が普及した一因である。

法人税制の影響

明治十三年、地方税として、会社に会社資本高の千分の十二の営業税が課せられこととなつた。しかし、それは会社の所得には課されなかつた。そのため、会社が利益をあげても、配当しない場合には、課税を免れ得た。法人化すると課税が軽くなるので、法人化が進んだ。

法人所得に対する課税は、明治三十二年二月施行の所得税法改正以降のことである。同法改正は、法人所得に千分の二十五の所得税を課すこととした。それとともに、個人所得三百円以上に千分の十、以下累進して、十万円以上に千分の五十五の所得税を課すことにした。その際、法人所得や個人所得に法人所得税を納めた法人からの配当金が含まれている場合には、その配当金額を法人所得や個人所得から控除するとした。それは、法人は出資者が個々に営業しているのと同じで、法人は仮の姿であるとする法人擬制説をとつてゐたからである。それにより、配当に対する二重課税が防がれた。かなり後になつて、法人とその出資者は別であるという法人実在説に立つて、法人所得と出資者の配当所得に二重に課税されるようになつた。

会社形態によつて、大幅に法人所得税率が異なる所得税制が導入されたのが、明治三十八年一月施行の非常特別税法改正である。非常特別税法は、日露戦争の戦費調達のため、明治十七年四月に施行されたが、当初は、地租、営業税、所得税のすべてについて、一律に七割増徴することとされた。それが、明治三十八年の改正で、株主二十一人以上の株式会社と株主及び社員の数が二十一人以上の株式合資会社については所得

税額を十五割増徴し、その他の会社については、所得額五千円未満は所得税額を八割増徴し、以下累進して、所得額十万円以上は所得税額を四十割増徴するとされた。当時、三井銀行・三井物産・三井鉱山などの各合名会社は、それぞれ、百万円を超える所得を得ていたから、合名会社のままでいると、ちょうど倍額の所得税を課されることになる。しかも、はじめ、非常特別税は戦後一年限り廃止されることになっていたのに、戦後も廃止されず、所得税改正論議の過程で、そのような会社形態の差異による所得税率の格差は恒久化されそうな雲行きになって来た。実際に、大正二年五月施行の所得税法改正と大正七年四月の同法改正で、そのような格差が定着した。しかし、大正九年八月の所得税法改正では、そのような格差は廃止された。

たまたま、明治四十年、三井家は三井高景、益田孝らを欧米に派遣した。帰朝後、明治四十一年、益田孝は欧米出張復命書と改革意見書を三井家同族会議長・三井高棟に提出した。⁽¹⁰⁾

益田孝は、その中で、欧米の富豪や実業家と会見し、意見を尋ねた結果、むしろ、日本の三井家が無限責任の合名会社形態で事業を営んでいることを知つて驚き、欧米では、有限責任の株式会社形態が一般的であるから、三井も株式会社形態にしたほうがよいと勧告したことを記している。そして、改革意見書では、三井家の事業会社を株式会社化することの長所と短所を上げ、それでも、銀行・物産・鉱山の三社を株式会社化し、三井家同族会を三井合名会社にしたほうがよいと提案した。益田孝があげた株式会社の長所に、所得税半減がある。それは、以上のような会社形態による所得税率の格差によるものである。また、株式会社にすれば、会社に損失が生じたとき、その弁済の責任が出資額に限定されるという長所もあるとしている。

その反面、株主数を二十一人以上にしなければ、税率半減の利益を受けられないという短所がある。なぜなら、三井家には十一家しかなく、その当主のほかに十人の三井家以外の者を株主にしなければならないからである。それを克服するには、他家の者を株主にするが、その所有する株式の株券を預り、三井銀行の金庫に保管すればよいことも提案して

いる。また、株式会社にすると、債権者はその債権を完全に取り立てられないという不安を抱く、とくに、三井銀行の場合は、預金者が預金を引き出しに来るかも知ないので、それに応じ得る用意が必要であるとしている。さらに、株式会社にすると、経理公開が義務づけられる。なるべく世間に隠しておきたいこともあるから、不都合である。しかし、その反面で、経理公開により収税吏の疑惑を招くことが少なくなり、便利である等の長所・短所があるとしている。

そのような益田孝の意見書から、当時の世間及び三井家の人びとの会社に対する見方を知ることができる。

- ①三井家の人びとは、三井の事業を三井家一家一族の事業と考え、それに他家他人を参加させることを嫌つた。それは三井家の先祖から受け継いだものであり、それを三井家の子孫に伝えていくことを使命と考えていた。したがつて、株主の数二十一名以上の株式会社にしようとすれば、三井家十一家の当主ほかに十名の他人を株主にしなければならないから、三井の事業会社を株式会社化することに抵抗があつた。その点を解決するために、益田孝は、株式会社にしたら、株主から委任状つきで株券を預り、三井銀行の金庫に保管し、処分できないようにしてしまえば、株式がそれ以上分散することは防げるとした。⁽¹¹⁾
- ②株式会社化して、株主が有限責任となると、世間から信用されなくなり、三井銀行は、預金者から預金を引き出されるかも知れないので、その用意をしておいたほうがよいと考えていた。実際に、株式会社化したとき、若干の預金引出しがあつたが、さしたこともなく、平常に戻つた。

当時、なお、世間の人びとの株式会社に対する疑念は強く、合資会社・合名会社などの無限責任社員のいる会社形態が一般的であつた。

そのように、三井家の人びとが一族一家の事業であることに固執し、また、世間の人びとが株式会社に不信の念を抱いていたので、三井の事業会社の株式会社化には抵抗があつた。それにもかかわらず、明治四十年代に、三井の銀行・物産・鉱山の三社が株式会社化された。それは、株式会社化によつて税率が半減する魅力のほうが強かつたからである。

なお、非常特別税法改正の審議過程で、某貴族院議員が、「そのような会社形態の差異によって、税率を変えれば、みんな株式会社になり、税率が半減する恐れがある。大丈夫か」と質問したのに対し、政府委員は、「まつたくないとはいえないが、それ程たくさん出るとは思わない」と答えていた。(2)つまり、株主数二十一人以上の株式会社に対することは、そう容易なことではなかつたのである。

実際に、益田の改革意見が採用され、明治四十二年十月、株式会社三井銀行と三井物産株式会社が設立され、同年十一月一日、それぞれ、旧三井銀行・旧三井物産より業務を引き継いだ。その一方で、明治四十二年十月、三井鉱山合名会社の社名を三井合名会社に変更し、鉱山業を営むとともに、三井合名が三井銀行と三井物産の株式を保有し、持株会社の機能を持たせることにした。後、明治四十四年十二月、三井合名から鉱山部を独立させ、三井鉱山株式会社とし、その株式を三井合名が保有することにした。三井合名会社は、三井家十一家の当主を無限責任社員とする合名会社であつた。そこに、三井コンツェルが形成された。

他の財閥は、次のようにあつた。

- ①三菱は、明治四十一年に、三菱合資会社の職制を改正し、鉱業・銀行・造船・庶務の四部を置き、事業部制をとつた。三菱の事業部門の株式会社化は、大正中頃にずれ込んだ。
- ②住友は、明治二十八年十一月に住友銀行を設立したが、それは住友吉右衛門の個人経営であつた。後、明治四十五年三月、それは株式会社住友銀行になつた。当初の株主は、住友吉右衛門ほか、住友姓の者七名、伊庭貞剛・鈴木馬左也ら職員十五名、合せて株主二十三名の株式会社になつた。
- ③安田では、明治二十六年七月、安田銀行設立。それは安田善次郎を無限責任社員とする合資会社であつた。明治三十二年七月、合名会社安田銀行となる。そして、明治四十五年一月、株式会社安田銀行となる。その株主は安田姓の者二十一名となつていた。

三菱を例外として、住友・安田は、中核の銀行を株式会社化し、その

株主の数を二十二名以上として、税率半減の恩恵を受けた。しかし、住友では住友同族の者のほかに、伊庭・鈴木らの腹心の番頭を株主にした。安田の株主は安田姓の者にした。

そのように、明治末期に財閥系の銀行が相ついで株式会社化されたが、それは、もっぱら節税対策のためであり、本来の公開株式会社ではなかつた。それでも、そのような会社形態による税率格差は、大正九年の所得税法改正により解消し、代つて、同族会社と非同族会社の差異による課税法の違いが導入された。

それにもかかわらず、大正期後半には、三井銀行をはじめとして、財閥銀行の株式公開が行われるようになつた。

四、大正期の会社制度に対する見方

前項で見たように、明治末期に、銀行の株式会社化が進んだが、それは節税対策のための形式的株式会社化であつた。それが、大正期には、さらに進んで、株式を一部公開するに至つた。

大正期の前半は、第一次世界大戦（大正三年七月～大正七年十一月休戦条約締結）の影響で、ヨーロッパからの製品輸入が途絶えたので、代つて、国内産業が勃興し、おおいに発展した。しかし、大戦終結後、ヨーロッパの復興が進み、旧に復するにつれて、技術的に劣つていた日本の企業は、再び、欧米の企業に押されて不振となつた。そして、大正九年（一九二〇年）の反動恐慌によつて、好景気は終り、その後、長期にわたつて低迷を続けることになつた。

わが国の銀行業界は、明治期以来、弱小銀行が乱立し、それらが景気後退期には数多く破綻して、経済の混乱を招いていた。そこで、大蔵省は大正五年に銀行条例⁽¹³⁾を改正して、大蔵省に強力な取締り権限を与えるとともに、新設普通銀行の資本金を百万円以上とし、既設銀行も合併により資本金を増加するよう指導した。

銀行資本金の増大は、好況期には融資能力を拡大することになり、また、不況期には不況耐久力を強化する。大正期前半は、好況で資金需要

が旺盛で、各銀行はそれに応じる必要があつた。また、大正期後半は不況で行き詰まつた弱小銀行を救済する合併を含めて、大銀行の資本金拡大が行われた。

そのような銀行業界の形勢を考えて、三井銀行常務であつた池田成彬は、三井銀行の資本金増加を図り、そのためには、三井銀行の株式を開して、大衆から資本を調達する必要があると考へた。大正八年、池田は三井銀行社長三井高保の了解を得た上、三井合名理事長団琢磨を通じて、三井合名社長三井高棟に上申したが、三井高棟は、なかなか了承しなかつた。「あれ（三井銀行の株式公開）は非常に永くかかりました」と池田は後に述懐している。⁽¹⁴⁾

池田は、「三井銀行が三井家の所有物になつておるのはいけない。また、三井家が銀行を所有し、全責任をもつことは、三井家の利益でもない」と主張し、三井高棟を説得し、ようやく了承を得た。三井高棟は、あくまで三井銀行を三井家の事業としておきたいと考え、株式公開に抵抗したのであるが、時勢の赴くところには勝てず、ついに、大正八年九月、三井銀行の株式公開を行つた。その結果、増資プレミアムを獲得し、三井銀行の自己資本が充実し、その經營基盤が強くなつた。しかし、なお、三井合名が三井銀行株式総数の七〇%近くを所有し、三井合名が三井銀行の經營支配権を握つたままであつた。

住友銀行は大正六年に株式を公開している。

また、安田銀行は、大正十五年に株式を公開している。安田銀行は、それ以前の大正十二年に、他の十一行と大合同を行い、その時点で、安田家の私有物の域を脱していた。

三菱では、大正七年四月、三菱合資会社から鉱山部、炭坑部が分離独立して、三菱鉱業株式会社となつた。また、大正八年八月、三菱合資銀行部が独立して株式会社三菱銀行となつた。その他、造船・製鉄・倉庫・商事・電機等を、大正六年から大正十年にかけて、それぞれ別々の株式会社にしている。そのように、三菱の事業部門の株式会社化は、他の財閥より遅れた。それは、大正五年、岩崎小弥太が三菱合資の社長に就任し、三菱の事業拡大に積極的に乗り出すまで、やや拡大志向が弱かつた。

ためである。

岩崎小弥太は、さらに、大正九年に三菱鉱業の株式を公開した。その株式公開に際し、岩崎小弥太は次のように告辞した。⁽¹⁵⁾「從来の三菱事業経営の方針は、たとえ其の經營の精神が常に國家を対象とし社会を目的と致して居りましたとは云え、兎角に形式の上では、所謂集中主義であり、資本を一家に独占する形であります。然るに今回其の方針を改めまして、社会の進歩に応じ事業の発展に伴ひ、資本の一部を社会公衆に頒ち、出来得べくんば従業員を参加せしめて、開放的に此事業を經營せんと決しました次第……。」

実際には、三菱銀行の株式公開は昭和四年六月、三菱重工業の株式公開は昭和九年四月にずれ込んだ。

そもそも、三菱は、その創業者岩崎弥太郎が明治十年に「立社の体裁」を内外に宣明し、その第一条で、「当商会ハ姑ク会社の名を命ジ会社ノ体ヲ成スト雖モ、其実全ク一家ノ事業ニシテ……」と述べているように、他人からの出資を集めて結社する、いわゆる「会社」ではなかつた。その伝統はそのまま受け継がれ、他人からの出資を受け入れないで來たが、大正九年に至つて、岩崎小弥太の決断により、その伝統を破り、株式を公開して他人の出資を受け入れることにしたのである。株式公開により資本を充実するとともに、株式を公衆に分ければ、会社の利益が株主となつた公衆に分配され、社会のためになるとも考えられた。それにより、利潤を財閥が独占しているという世間の非難をかわす効果も期待された。昭和初期十年間は、財閥批判が高まつた時期で、昭和七年三月、三井の団琢磨が暗殺されたりした。三菱重工業の株式公開（昭和九年四月）は、資本充実目的と併せて、財閥批判回避目的をもつていたとみられる。

なお、昭和初期に新興財閥となる日本産業（日産）、日窒、日曹、理研、森らのコンツェルンは、明治末期あるいは大正期に、その萌芽となる会社を設立しているが、それらの会社はその多くが、本人および親類縁者を株主とする閉鎖的株式会社形態をとつてゐた。本格的に大衆資本を導入する公開株式会社として発展するのは、昭和期にはいつてからである。会社制度の研究・教育の上で重要な役割を果たしたのが、東京商科大

学である。同大学は、明治八年、森有礼が東京尾張町に私立の商法講習所を開設したのに始まり、後に、明治十七年、農商務省直轄の東京商業学校になり、翌年、文部省直轄の高等商業学校になり、大正九年、東京商科大学となり、戦後、昭和二十四年、一橋大学となり、現在に至っている。

大正二月八月、東京高等商業学校教授上田貞次郎博士は、「株式会社経済論」を着された。それに、「株式会社の現代経済生活に及ぼす影響」その他の論文を合本して、上田貞次郎全集第二巻「株式会社論」が、昭和十九年二月に刊行された。

上田博士の株式会社経済論は、とかく法律上の形式論に陥りがちな株式会社論を、経済上の実質的な側面から論じる株式会社経済論でなければならぬとするものであり、株式会社の法律上の特色として、株式証券制度、全社員の有限責任、重役制度をあげ、また、株式会社の経済上の基礎として、株式証券制度、重役制度、有限責任制度の三つをあげておられる。とくに、株式会社の経済上の基礎は、株式なる証券制度によって一般公衆から資本を集め、それを一個の資本として運用できる仕組であるところにあり、また、株主が多数であるところから、株主総会は一般には無力であり、会社の重心は重役にある。そして、「或る学者らは有限責任と云ふことに重きを置きて、之れあるが為に株式会社は公衆の資本を吸集すと説けども吾人は之れを採らず」としておられる。⁽¹⁵⁾ その論拠として、「株式会社の会計は總ての債権者に公表されるを以て債務者は其の信用の程度を定むる所の標準を有せり。一個人と取引するものは其の人の財産の何程あるかを明らかに知ることを得ず、單なる推測に依りて信用を与ふべき程度を定むるの外なし」⁽¹⁶⁾ だからであるとしておられる。もちろん、有限責任だから公衆が投資対象として株式を購入するのであって、株式証券制度と株主有限責任制度が一体となつて、株式会社の経済上の基礎となつていることは十分に認識しておられる。ただ、一部の学者が有限責任制度の重要性を強調し過ぎるのに反論されたのである。

以上のように、わが国では、大正期において、公開株式会社が一般の銀行や事業会社の企業形態として採用されるようになるとともに、株式会社経済論が学問として体系化されるようになつた。

五、昭和初期二十年間の会社制度に対する見方

わが国の昭和期は、昭和二年の金融恐慌で幕をあけた。その原因をたどれば、大正期前半の世界大戦時に、ヨーロッパの混乱に乗じて、日本経済がブームに湧き、新企業がおおいに発展したが、終戦とともに、その反動恐慌に襲われ、それを何とか乗り越えた企業が、関東大震災で痛手を蒙り、それを一時的糊塗で取りつくろつていたのが、ついに破綻したのである。

しかも、それに追討ちをかけたのが、昭和四年（一九二九年）一九三一年）の世界大恐慌である。その上、金本位制を至上のものとする思想にもとづき、金輸出解禁を行つたので、円高・ドル安を招き、生糸・絹織物などの主要輸出商品の価格が暴落し、それらの生産をしていた農村は疲弊した。

そのように日本経済は苦境に陥つたが、その中で、株式会社制度も破綻寸前の状態に陥つた。その状況を克明に明らかにしたのが、高橋亀吉著「株式会社亡國論」（昭和五年十二月、萬里閣書房刊行）である。高橋は、当時の株式会社の中に、考課状（決算書）を繕い、あたかも多額の利益があつたように見せかけ、高率の配当（蛸配当）を行い、株価を吊り上げ、株金の追加徴収を行い、その資金でようやく経営を続けているものが数多くある。しかし、そのような経営は、いずれ破綻し、社会に悪い影響を与える。その害悪を根絶するためには、公認会計士（公認会計士）による会計監査を厳格に行い、正確な経理公開を行うとともに、不心得な重役の背任不正行為を厳重に取締ることが肝要である、と主張した。⁽¹⁷⁾ 同書には、二十一社の破綻した会社の不正行為が生々しく書かれており、今日から見ると、驚くような不正手段が用いられている。（それらを防止するために、現在では、公認会計士監査が行われている。そ

れでも、最近の住宅金融専門会社（住専）の破綻を防げなかつた。健全な会社を発展させ、背任不正行為をする重役や社員を取締る会社制度のあり方が今後の検討課題である。)

昭和初期は大混乱のうちに経過したが、昭和六年九月、満州事変が起り、にわかに戦争気運が広がり、その一方で、金輸出再禁止、財政支出の増大などの景気対策がとられ、日本経済は不況から急速に立て直つた。それにつれて新しい産業が興り、新しい会社が設立されるとともに、既存の会社の株式公開が進み、株価の上昇に伴つて、株金追加徴収や增资が盛んに行われるようになり、株式市場が資本調達の場として、その本来の機能を發揮するようになつていった。その結果、有力会社の株式が広く国民に分散して所有されるようになつた。それは、「當利的多数集団企業に最も適当する法律形態」としての株式会社が、わが国でも発展するようになつてきたことを意味する。

昭和十二年二月、東京商科大学教授増地庸治郎博士は、「株式会社——株式会社の本質に関する経営経済的研究」を著された。

増地博士の所説の要点は次の通りである。

①株式会社は、経営経済的見地から見れば、その本質は多数集団企業たるところにある。したがつて、法律上、形式的に株式会社形態をとつても、出資者が少数のものは、少數集団企業であり、その間の区分を明確にして論じなければならない。

②株式会社のうち、一家一門の出資にかかる経営経済が株式会社の法律形態をとるとき、それを「家族会社」という。三井物産、三菱商事などのように、その事実上の唯一の株主と目せられるべきものが、一家一門の出資にかかる家族会社である場合も亦、事実上の「家族会社」と認めることができる。⁽²⁰⁾

そのような家族会社の例として、次の九社をあげておられる。⁽²¹⁾（）内は持株比率。

- (1) 三井鉱山株式会社（払込資本金六、二五〇万円）
株主数 二四名 大株主 三井合名会社（九九・六%）
- (2) 古河石炭鉱業株式会社（払込資本金一千万円）

株主数 一五名 大株主 古河合名会社（九八・〇%）、古河虎之助（〇・五%）

(3) 住友伸銅钢管株式会社（払込資本金一、二〇〇万円）

株主数 一一名 大株主 住友合資会社（不詳）

(4) 株式会社住友製鋼所（払込資本金一、二七五万円）
株主数 一三名 大株主 住友合資会社（不詳）

(5) 三菱製鋼株式会社（払込資本金一、五〇〇万円）
株主数 一九名 大株主 三菱合資会社（八七・八%）、三菱造船株式会社（一〇・二%）

(6) 三井物産株式会社（払込資本金一億円）
株主数 三一名 大株主 三井合名会社（九九・六%）、三井八郎右衛門（〇・〇七%）

(7) 三菱商事株式会社（払込資本金一、五〇〇万円）
株主数 一八名 大株主 三井合資会社（九五・二%）、岩崎小弥太門（一・〇%）

(8) 日本生絲株式会社（払込資本金五〇〇万円）
株主数 八名 大株主 三菱商事株式会社（九八・六%）

(9) 野村證券株式会社（払込資本金七五〇万円）
株主数 一一名 大株主 野村合名会社（九七・七%）、野村徳七（〇・八%）

（調査時点は、昭和八年十二月より、昭和九年六月にわたつている。）

以上の例を見ても、当時、なお、財閥系の大会社の多くが、法律上、株式形態をとつていても、その実、財閥本社である持株会社によつて閉鎖的に所有・支配されていたことがわかる。

③我が国重要株式会社九十一社について、その支配形態を検討した結果、次の結論を得た。⁽²³⁾（ここで取扱うものはすべて多数集団企業またはその従属会社である。その払込資本金合計額は、全株式会社二万社の払込資本金合計額の約三分の一に当たる）⁽²⁴⁾

	社 数	財 産 額
過半数支配	一三・二%	二四・一%
ピラミッド型支配	一一・二%	二・五%
少数派支配	三一・八%	二〇・四%
経営者支配	三三・〇%	二二・五%
金融業者支配	一・一%	四・二%
政府支配	九・九%	二六・三%

「これを要するに、払込資本金に於いては我が国株式会社全体の約三分の一に當る九十一の重要な株式会社に於いては、支配が出資から殆んど完全に分離せるものが約半分を占め、また過半数株式の所有による絶対的支配に屬するものが四分の一を占めているわけである。且つ金融業部門を除くと、大体において財産額の大なる会社程、支配が出資から分離する傾向が認められる。而も支配が出資から分離することが經營經濟の発達を阻害するよりも、むしろこれを助長する結果となつていることは事実によつて証明せられている」と結論づけられておられる。⁽²⁴⁾

以上のように増地博士は、株式会社の本質を、「多数集団企業」であるところに求められ、かつ、多数集団企業と目される九十一社について調査され、それらの約半数が出資と經營がほとんど完全に分離している状況にあることをつき止められ、さらに、出資と經營の分離が經營經濟の発達を促進する結果となつていることを事実によつて証明された。

株式の高度分散によつて、出資と經營が分離し、出資者でない専門經營者が經營するようになる、いわゆる經營者支配の概念は、すでに、アメリカのバーとミーンズによつて確立されていた。⁽²⁵⁾

旧財閥系の諸会社が、なお閉鎖的少数集団企業の段階にとどまつてゐる間に、いわゆる新興財閥と呼ばれる一群の企業が急速な発展を示した。その代表格が日本産業（日産）である。日本産業は、大正期の世界大戦中に金・銀・銅などを産出する久原鉱業が急速に発展し、多角的に事業を展開したのが、大戦後の反動恐慌で窮地に陥り、それを打開するため、昭和三年十二月、久原鉱業の社名を「日本産業」として持株会社に

し、日本産業の株式を公開して大衆資金を導入することにしたものである。⁽²⁶⁾久原鉱業の鉱山事業は日本鉱業として分離独立させ、その株式を日本産業が所有する形にした。そのため、日本産業の業績は日本鉱業の産出する非鉄類の市況に左右されること多かつた。昭和初期は不況で、とくに、昭和四年の金輸出解禁後の物価低落で金価格も下落したから、日本鉱業ひいては日本産業の業績も悪化し、昭和五年上期から昭和七年上期まで、五期連続無配を余儀なくされた。しかし、昭和六年末の金輸出再禁止で金価格も上昇し、両者の業績も回復に向つた。

日本産業の社長鮎川義介は久原鉱業社長久原房之助の義兄に当たり、自らの技術を生かして「戸畠鋳物株式会社」を興し、すぐれた經營手腕を發揮して同社を発展させたが、後に、久原財閥の再建に乗り出し、やがて、昭和三年十二月の日本産業設立を行つた。日本産業は、昭和十二年十一月、滿州國（中国東北部）に移転し、滿州重工業開発となり、滿州國の開發に努力した。

日本産業は株式を公開して、大衆から資本を集め典型的な「多数集団企業」であり、その社長鮎川義介は、自社の株式を少ししか持つていない専門經營者であった。つまり、増地博士のいわれた「經營者支配」を行つていた。そして、鮎川の率いる日本産業は時流に乗つておおいに発展しつつあつた。増地博士が「出資と經營の分離」、「經營者支配」が經營經濟の発展を促進するとされたのは、そのような日本産業その他の新興財閥が、株式を公開して大衆資本を取り入れて発展していく状況を念頭において記されたものと思われる。

昭和十二年七月、日中戦争開始。

昭和六年九月の満州事変以降、局地的戦闘が何度かあつたが、それらは短期に終結し、経済にはむしろ成長促進効果があつた。しかし、日中戦争は中国本土に拡大し、全面戦争に発展し、國家の総力を挙げて戦争を遂行していくことになり、とくに、昭和十三年五月施行の国家総動員法は、人（労働）・物質・資金を国家統制の下におき、戦争遂行に役立て

ることにした。その結果、経済法則にもとづく自由な経済活動は抑制され、戦争に役立つ軍需産業に属する会社にそれらの諸資源が配分された。そして、新旧の財閥系の諸会社が一層発展した。

旧財閥系諸会社は、国策による新会社の設立や既設の会社の設備拡張などによる旺盛な資金需要を充足するため、それまでの一族が出資し支配する合名会社・合資会社形態の本社を改組して、相ついで、株式会社とした。

昭和十二年三月、住友合資会社を株式会社住友本社とした。

昭和十二年十月、三菱合資会社を株式会社三菱社とした。

昭和十五年八月、三井物産株式会社が三井合名会社を吸收合併し、後、昭和十九年三月、その三井物産株式会社の社名と目的を変更して株式会社三井本社とし、同時に、商事部門を分離して、三井物産株式会社を設立した。

そのような本社の株式会社化は、資金を外部から導入することができるようにするためと、株式を担保にして融資を受けられるようにするためにあつた。合名会社・合資会社の無限責任社員の出資持分は、譲渡や質入（担保して融資を受けること）が自由にできなかつた。

以上の結果、太平洋戦争終結後の昭和二十二年、財閥・持株会社指定時の各財閥の傘下企業の日本の会社資本（払込資本金ベース）全体に占める割合は、次のようにあつた。⁽²⁷⁾

三井	九・四%	鮎川	五・三%
三菱	八・三%	浅野	一・八%
住友	五・二%	古河	一・五%
安田	一・六%	大倉	一・一%
計一二四・五%	中島	○・六%	
	野村	○・五%	
	計	一〇・七%	
右の十大財閥	合計	三五・二%	

なお、四大財閥の各本社の財閥家族の持株比率は、

三井 九〇・〇%
住友 八三・三%
安田 九〇・〇%
三菱 四七・八%
大倉 九〇・〇%
古河 一・一%
中島 一・一%
鮎川 五・三%
浅野 一・八%
大倉 一・一%
中島 一・一%
野村 一・一%
計 一〇・七%
右の十大財閥 合計 三五・二%

直系会社	準直系会社
三井 六三・四%	四七・四%
三菱 三二・一%	一八・四%
住友 二九・〇%	一三・一%
安田 二八・一%	一

右のように、三井は、なお、かなり高率の持株を所有し、過半数支配に近い支配力をもつていたが、他の財閥はかなり持株比率が低下していた。

企業規模の拡大に伴い、大株主の持株比率は低下していく。それは、拡大速度が速ければ速い程、大株主の資本蓄積が追いつかなくなるからである。高率の累進所得税率と相続税率によって、富豪の資産の増加率は低下する。実際に、昭和十一年から昭和二十一年までの十一年間の三井家同族が納付した相続税は、六、七八三万二千円に上るとされている。⁽²⁸⁾ そのような高額の相続税を納付した上で、右のような地位を三井財閥が日本経済に占めていたほうが不思議である。

六、昭和二十年代の会社制度に対する見方

昭和二十年八月、太平洋戦争・日中戦争終結。その後、日本に進駐した連合軍総司令部（G H Q）は、日本軍の解散と同時に財閥解体に着手した。昭和二十一年一月に三井本社・安田保善社・住友本社・三菱本社を財閥本社に指定したのを初め、昭和二十二年九月の第五

次指定まで、逐次、持株会社を指定し、その持株を持株会社整理委員会に提出させ、また、昭和二十二年二月には財閥家族指定を行い、十大財閥五六名を指定し、その持株を同委員会に提出させた。それらの株式は同委員会と証券処理調整協議会の手で公衆に売出された。その代金は財閥家族に渡されたが、同時に高率（最高九〇%）の財産税を課され、財閥家族は普通の市民になってしまった。

かくて、わが国の大企業の株式は広く国民の間に分散して所有されるようになった。それを大衆資本主義という。大衆資本主義社会では、もはや資本家と呼ばれる人びとは存在しなくなり、会社経営はほとんど株式を所有しない専門経営者によって行われるようになった。つまり、經營者支配の一般化である。

神戸大学の占部都美助教授は、昭和二十九年のわが国の大企業一二〇社について、その支配形態を調査された結果を、次のようにまとめておられる。⁽³¹⁾

社数 %

過半数支配	二	一・七
少数派支配	一八	一五・〇
經營者支配	一〇〇	八三・三

つまり、戦後日本の大企業の八三・三%が經營者支配の下におかることになったのである。

さらに、東京商科大学の古川栄一教授は、増地博士の衣鉢を継がれて、終戦直後の昭和二十二年十一月、「新經營者」を執筆され、昭和二十三年十一月、同書を発行された。⁽³²⁾ 同書の中で、古川教授は、株式の高度分散は經營者支配の形式的基礎に過ぎず、經營者支配の実質的基礎は、専門經營者が有する専門經營技術にあることを強調しておられる。つまり、大企業の經營管理は複雑であり、単に株式を大量に所有している大株主である、あるいは、大量に資金を貸付けている金融業者であるというだけでは、大企業の經營管理機能を担当できない。そこで、大企業の經營管理機能を遂行できる能力を持つ専門經營者がその地位を占め、その地位を維持し続ける、つまり經營者支配を確立する実質的基礎があると主

張された。

古川教授は、後に、「經營学通論」という名著を著され、その中で「經營者經營学」の確立を提唱された。古川教授のいわれる經營者經營学は、經營者の經營管理機能の解明を中心とする經營学である。古川教授は書店に、「トップ・マネージメント」という著書の執筆を承諾され、書店の図書目録にその出版予告が掲載された。しかし、その刊行を果されないまま亡くなられたことは残念である。

七、昭和三十年以後の会社制度に対する見方

終戦直後、連合軍総司令部の指令により財閥と持株会社が解体・整理され、大企業の株式が広く国民の間に分散して所有されるようになつた。また、昭和二十二年独占禁止法が制定され、持株会社が禁止され、金融機関は他の会社の株式総数の五%を超える株式の取得・保有を禁止された。その結果、大衆資本主義時代が到来した。

しかし、それにより、証券市場で特定の会社の株式を買占め、經營者を追い出すなどの会社乗っ取りが起るようになつた。それに対し、会社側は經營権の防衛策をとるようになつた。狙われたのは、旧財閥系の不動産会社が多かつた。その典型例が、昭和二十七年に起つた陽和不動産株式買占め事件である。同社は旧三菱本社が所有していた不動産を継承した会社である。当時、戦後インフレにより土地の資産価値は上昇していたが、その不動産から上る賃貸料は少なく、配当も低かつたので、株価は安かつた。そこで、その株式を買占めるのは容易であった。しかも、旧三菱財閥系会社は同社の所有するビルに本店を置いているものが多かつたので、同社の經營権が他人に渡ることには抵抗があつた。

結局、三菱銀行から融資を受けた旧三菱系各社が協力して、買占められた陽和不動産株式を高値で買い戻して、經營権を防衛した。この事件がきっかけとなつて、旧三菱系会社の社長会が生れ、そこで情報交換したり、連絡したりして、グループとしての結束を行うようになつた。

昭和二十八年の独占禁止法改正で、金融機関の他社の株式保有制限が

五%から一〇%に緩和されたこともあり、昭和二十年代末から三菱銀行・三菱信託銀行・東京海上火災、明治生命の四つの金融機関が、少しづつ旧三菱財閥系会社の株式を保有するようになり、さらに、逆に、三菱系の会社がそれら金融機関の株式を少しづつ保有するようになつた。それは、やがて、三菱系の会社相互の間の株式持合に発展し、昭和三十五年前後には、そのような株式持合によつて結合する三菱グループが、明確に成立するよくなつた。⁽³³⁾

そこでは、金融機関四社が合せて平均一二・八八%の三菱グループ会社の株式を保有するなどして、三菱グループの中核を形成している。株式が高度に分散所有されている状況の下では、それでも他社を支配することができ、それは「金融資本支配」であるという見解もある。⁽³⁴⁾しかし、逆に、明治生命（相互会社）を除く三菱銀行・三菱信託銀行・東京海上火災の三社の株式を他の三菱グループの会社が少しづつ保有しており、それを合せると、三菱銀行の発行済株式総数の一・五%、三菱信託銀行の同一・八五%などとなつており、銀行・信託銀行が他のグループ会社によつて支配されることになる。

株式持合による企業集団の中では、支配・被支配は相殺されて、一方的に行われ得ない。そこには、持ちつ持たれつの協力関係があるだけである、というが筆者の見解である。そして、陽和不動産株式買占めに協力して対抗したように、外部の者に対しては、買占め・乗つ取りなどを防止する潜在力を持つてゐる。昭和三十年後半に、わが国は国際社会に復帰し、資本自由化を行つたが、外国資本による大会社の敵対的買収は、少なくとも、六大企業集團（三井、三菱、住友、富士銀行、第一勧業銀行、三和銀行の各グループ）に属する会社に対しては行はれていない。

株式持合による企業集團の形成は、日本經濟の中核として安定要因となつてゐる。それが排他的になつたり、その力を乱用して集団外企業を圧迫したりして、弊害を生ずれば、それを防止ないし予防する措置が社会によつて講じられるであろう。企業集團の運営に係る人びとの節度ある行動が望ましい。

八、結び

明治期のはじめ、明治新政府は、富国強兵・殖産興業をスローガンとして、欧米の文物を我が國に導入しようとした。その一環として西洋式会社制度を移植しようとしました。しかし、わが国の商慣習には「会社」という考え方ではなく、会社法制定は確立されていなかつた。そこで、明治二年、為替会社と通商會社に関する規則を制定し、東京・京都・大阪の三府と各開港場にそれらを設立しようとした。しかし、会社について無知であり、かつ、会社をつくる必要性を認めなかつた商人たちは、それらに参加しようとしなかつた。そのため、通商司の官吏が参加を強要した。その結果、為替会社と通商會社はできたものの、その經營がうまくいかず、いずれも大きな損失を出し、政府が資金を援助して解散させることにした。

その一方で、福地の「会社弁」や渋沢の「立会略則」を官版として発行し、地方官に配布して、会社設立を奨励させた。その両書では、会社とは株式を発行して資本を集めて運用するものであり、株式は譲渡自由なものである、会社の設立には地方官を経由して官の許可を仰ぐべきことが記されているだけで、株主の責任が有限か無限かは記されていなかつた。それが後に混乱する原因となつた。

明治五年に国立銀行条例が発布され、明治六年、第一国立銀行が設立された。同条例は、アメリカのナショナル・バンクの制度を取り入れたもので、株主の有限責任が明記してあつたので、その第一国立銀行が、わが国の株式会社第一号である。

その後、明治十五年の日本銀行条例、明治二十三年の横浜正金銀行条例により、日本銀行・横浜正金銀行が設立されたが、両条例は株主の有限责任を明記していたので、両行は真正の株式会社であつた。

その他の会社については、一般会社条例を制定せず、人民相対営業に任せた。しかし、明治八年、箕作麟祥によるフランス法律書の翻訳書が出版され、フランスには、ソシテエ・ア・ノ・ニム（無名会社）の制度があり、その無名会社の株主は有限責任であることが知れたので、自称

有限責任会社が出現した。それに對して、官は有限責任会社を公認することも禁止することもできないという態度をとった。明治十五年以後の松方緊縮財政による不況期には、多數の会社が倒産し、その債務の弁済をめぐって産業界は混乱した。

明治二十三年末、帝国議会開設に伴い、民法・商法が議会に上呈されたが、なお修正の余地があるとして、それらの施行延期法案が可決され、施行が延期された。明治二十六年七月、ようやく修正が終つて、会社法・破産法をふくむ商法の一部が施行された。それに伴い、三井の銀行・物産・鉱山・呉服店が三井家同族を無限責任社員とする合名会になつた。三菱は三菱合資会社となつた。ただし、當時の商法の規定により、三菱合資は、岩崎弥之助・久弥を有限責任社員とする有限責任の会社であつた。株式会社については、官許を必要とするとしたため、鉄道等の公益事業の株式会社が多く、なお、一般の事業会社は合名会社・合資会社の形態をとつた。

明治三十二年の商法改正により、株式会社の官許制は廃止されたが、なお株式会社に対する不信感が強く、株式会社の数はあまり増加しなかつた。株式合資会社の制度が取入れられた。

明治三十八年一月施行の非常特別税法改正により、株主・社員の数が二十人以上の株式会社・株式合資会社については、所得税率を半減することになった。同改正は、日露戦争終結後一年で廃止するという时限立法であつたが、戦後も継続され、さらに所得税法改正により、その格差が恒久化する見通しとなつたので、三井では、銀行・物産・鉱山を明治四十年代に株式会社化した。呉服店は、三越として手放した。安田・住友も明治末に銀行を株式会社化した。三菱は大正中期に、銀行・造船・商事・鉱業などを株式会社化した。

その一方で、三井は三井合名会社をつくり、傘下の事業会社の株式を保有する持株会社にし、三菱は三菱合資会社が持株会社になつた。

大正八年、三井銀行は株式を公開した。ただし、なお、三井合名が三井銀行株式の七〇%を保有し、支配権を握っていた。それでも、株式公開に当たつて、三井家は他人資本を導入することを渋つた。それは、な

お、一族一家の事業のままにしておきたいという願望が強かつたからである。それを、三井銀行常務の池田成彬が説得して株式公開に踏み切らせた。三菱は、大正九年、三菱鉱業の株式を公開した。株式公開に際し、岩崎小弥太は、「資本を一家に独占する形を改め、資本の一部を社会公衆に頒ち、開放的に事業を經營せんと決しました」と告辞した。實際には、三菱銀行の株式公開は昭和四年、三菱重工業の株式公開は昭和九年に行われた。それらは、三菱の初代岩崎弥太郎が、「立社の体裁」で、「当商會ハ会社ノ体ヲ成スト雖モ、其実全ク一家ノ事業ニシテ……」と宣言した伝統を放棄するものであつた。

昭和初期の不況を乗り切つた各財閥は、昭和六年の満州事変以後の準戦時期・戦時期に、国策に沿つて業容を拡大し、政府から資金・資材・労働を優先的に配分され、日本経済の中で大きな割合を占めるに至つた。終戦時（財閥指定時）、三井・三菱・住友・安田の四大財閥で、日本全体の会社資本金合計の二四・五%、鮎川（日本産業）ほか六大財閥で同一〇・七%%、十大財閥合計三五・二%を占めるに至つた。

昭和二十年八月、太平洋戦争終結。連合軍総司令部の手で財閥は解体され、財閥家族とその傘下の持株会社の保有していた株式は取り上げられて、公衆に販売され、その代金には高率の財産税が課せられ、財閥家族は普通の市民になつた。その結果、大衆が広く分散して会社の株式を所有する大衆資本主義時代になつた。経営者支配が一般化した。

その後、株式は再び旧財閥系金融機関に還流し、銀行・保険会社を中心とする大企業集団が形成された。それらの大企業集団には、持株会社は存在せず（昭和二十二年の独占禁止法で持株会社は禁止された）、集団内企業間で株式の持合が行われて、結束するようになった。その中で、銀行・保険会社の持株比率が高いことから、それを金融資本が支配するコンツエルンであるとする見解がある。しかし、銀行や損害保険会社の株式も他の企業集団内企業に保有されている。そのため、支配・被支配の関係は不明確になつてゐる。むしろ、相互株式持合によつて協力する集団とみなしたほうが適当である。

現在、三井・三菱・住友・富士銀行・第一勧業銀行・三和銀行という

六大企業集団の存在が認められている。それらの集団に属する会社を外國資本などの外部者が敵対的買収をしようとしても、同一企業集団内の他の会社が結束して対抗するから、敵対的買収はできないようになつてゐる。

戦後日本の大企業集団は、外部からの支配を受けないという意味で、独立した存在である。そして、そこには、旧財閥のような支配的一族や持株会社である本社は存在せず、それぞれが株式をほとんど所有していない専門経営者によつて経営されている。それを企業集団型支配形態とみなすことができる。それは、ほとんど株式を所有していない専門経営者によつて経営されている株式会社の集団であるから、経営者支配の一種である。

注

- (7) 民事要録成編（東京大学法学院所蔵）一一〇九頁以下
- (8) 三井銀行八十年史一二六〇七頁
- (9) 司法省「登記統計年報」より計算した。
- (10) 益田孝の歐米出張復命書と改革意見は、三井事業史 資料編三に収録されている。

- (11) 益田孝 改革意見書

- (12) 衆議院委員会議事録 明治三十七年

- (13) 明治二十六年七月施行。それにより、國立銀行は普通銀行に移行することになった。そして、銀行は株式会社形態でもよいことになった。

- (14) 池田成彬述、柳澤健著「財界回顧」昭和二十七年 三笠文庫 一一六頁

- (15) 三菱鉄業社史（昭和五十一年刊行）一二二頁

- (16) 上田貞次郎全集第二卷「株式会社論」昭和十九年二月発行 八六頁

- (17) 上田貞次郎 前掲書 九三頁

- (18) 高橋亀吉著「株式会社亡國論」昭和五年十一月 萬里閣書房刊行 一一〇三頁

- (19) 増地庸治郎著「株式会社——株式会社の本質に関する経営経済的研究」昭和十二年二月 嶽松堂書店刊行 六〇頁に、「以下本論に於いては右に述べたやうな見地に立つて株式会社、厳密にいへば株式会社なる法律形態を纏へる経営経済、就中専ら營利的の多数集団に就いて研究するであらう。」と記しておられる。

同大いに驚怖仕不得止結社仕云々」
つまり、結社に参加したくないと言い張るなら官費で渡航させ、北海道に移住させると脅したのである。その結果、やむを得ず、結社に参加した。

(2) 同書 一三八頁
(3) 同書 三三〇頁～三三四頁
(4) 同書 二四八頁～二四九頁

(5) 明治前期財政経済史料集成 第十六卷 一七〇頁～一七一頁

なお、各社の身元金と損失金の額は、流通経済大学論集 第十四卷第三・四号（一九九〇年三月）所収の拙稿中に掲載した。

(6) 菅野和太郎著前掲書 二四九頁

なお、原著の内容は、増地庸治郎著「株式会社」一四五頁～三六七頁に要約掲載されている。増地博士は、バーリとミーンズの手法をわが国の株式会

社について適用されたものと思われる。

(26)宇田川勝著「昭和史と新興財閥」一九八二年四月 教育社歴史新書 九四
頁(九五頁)

(27)持株会社整理委員会編「日本財閥とその解体」資料編 昭和二十六年 月

(28)経済企画庁「三菱財閥における資金調達と支配」昭和三十三年 二二一頁

二二二頁

(29)右に同じ。

(30)松元 宏著「三井財閥の研究」昭和五四年 吉川弘文館刊行 二八〇頁

(31)占部都美著「株式会社」昭和四十三年十月 森山書店刊行 一五一頁

(32)古川栄一著「新經營者」森山書店 昭和二十年十一月印刷、昭和二十三年
十一月発行

(33)経済調査協会編「年報系列の研究」一九六〇年 二二二頁(二六頁)

(34)廣瀬雄一著「株式会社支配の構造」昭和三十八年一月 日本評論新社
第五章戦後わが国の株式会社にたいする金融資本支配